**会則（規約・定款）等の例**

※あくまで例です。団体の状況に応じて適宜修正の上、利用してください。

○○○○会則（規約・定款）

（名称）

第１条　この会は、○○○（以下本会）と称する。

（所在）

第２条　本会の事務所は、君津市○○○○丁目○○番○○号におく。

（目的）

第３条　本会の目的は、○○○○○○○○○○とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○

(3) その他、本会の目的達成に必要な事業の実施。

（会員）

第５条 本会の会員は第３条の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第６条 入会しようとする者は、入会届を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

（退会）

第７条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

（役員の定数）

第８条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 １名

(2) 副会長 ２名

(3) 会計 １名

(4) 監事 若干名

２ 第１項の役員は総会において選任する。

３ 役員の任期は○年とする。ただし再任を妨げない。

（役員の職務）

第９条 役員の職務は次の通りとする。

(1) 会長は本会を代表して、その業務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、これに事故があるとき又は欠席のときはその職務を代行する。

(3) 会計は本会の会計業務を掌握する。

(4) 監事は会計を監査し、総会で報告する。

（解任）

第１０条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（総会）

第１１条　総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年○月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

２　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

４　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会）

第１２条　役員会は、監事を除く役員をもって構成し、適時必要なときに開催する。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業年度）

第１３条 本会の事業年度は毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

（事務局）

第１４条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

第１５条　この会則に定めのない事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この会則は、〇〇○○年○○月○○日から施行する。